

○佐賀県内水面漁場管理委員会指示第65号

佐賀県内の河川におけるヤマメ（エノハ）の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により次のとおり指示する。

ただし、佐賀県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

令和5年12月13日

佐賀県内水面漁場管理委員会
会 長 有 吉 敏 和

- 1 2月1日から2月末日までの間、ヤマメ（エノハ）の採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までとする。